

しませんか？

4月10日(月)より受付開始

最大15万円補助

地震による被害を最小限にするため、家具転倒防止対策等をしませんか？



⑥相談員派遣事業

ご自宅に相談員を派遣し、ご家庭の状況に応じた家具配置等の減災化対策を提案します。

■自己負担 無料

⑦減災化対策支援事業

ご自宅に作業員を派遣し、危険箇所に対して家具の移動・固定等を行い、安全性を向上させます。あわせて感震ブレーカーを設置する場合、設置費用を補助します。

■補助金額 補助対象工事費の5分の4以内(最大1万6千円) + 感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。
※ご自身で購入した器具は対象外です。

②～⑤共通事項

②～⑤の支援制度はいずれも、次の要件を全て満たすものが対象です。

- ◎補助金の交付決定後に着手し、令和6年2月29日(木)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること。
- ◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

■受付期限 11月30日(木)まで ※土日祝日は除く ※応募が予定件数を超える場合は、申込先着順とさせていただきます。

⑥・⑦共通事項

■必要要件 平成12年5月31日以前に着工された住宅(非木造住宅も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。
◎現在居住している住宅(貸家の場合は所有者の同意書が必要)
◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと。

■申込者

対象となる住宅の居住者で、次のいずれかの要件を満たすもの

- ・65歳以上の高齢単身世帯又は高齢夫婦世帯等
- ・要介護又は要支援の認定を受けている世帯
- ・障がい者手帳所有者がいる世帯



■受付期限 12月22日(金)まで ※土日祝日は除く

■申込方法 本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)とはんこをご持参の上、お申し込みください。

民間建築物耐震化支援事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修への助成

昭和56年5月31日以前に着工したもので、次のような民間建築物が対象です。

- ・特定建築物(病院やマンションなど)
- ・地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- ・市が緊急一時避難所に指定したもの



■受付期限 9月29日(金)まで ※土日祝日は除く

老朽化した空家を除却した土地の固定資産税の減免について

市では、老朽化した危険な空家を除却した場合、固定資産税を最長5か年度減免します。

■対象要件 ◎住宅用地特例の適用を受けている空家であること

- ◎所有者等の申請に基づき老朽危険空家と認定されたもの
- ◎空家除却後、その土地が営利目的で使用されていないもの ◎市税の滞納をしていないこと

■事前調査 固定資産税の減免を受けるためには、空家の除却前に老朽危険空家の判定を受ける必要があります。

※空家を除却してからは、老朽危険空家の判定を受けることができなくなりますので、除却前に必ず申請してください。

■減免額 住宅用地特例を適用した場合の固定資産税額の差額。(各年度算出)

■減免期間 住宅用地特例が適用されなくなる年度から起算して5か年度(減免を受けようとする年度ごと申請が必要)

【申込・お問い合わせ先】 市住宅課(市役所2階) ☎ 32・2120 / FAX 32・7800
Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp

詳しくは市ホームページにて、または市住宅課まで事前にご相談ください ▶



税の減免

耐震